

月刊 労運研レポート No. 62

2019年8月10日号

<巻頭言> 「目安」を突破する最低賃金大幅引き上げの闘いを・・・	伊藤 彰信	2P
参院選争点：暮らしの危機・再配分のあり方が焦点化・・・	千葉 雄也	5P
韓国労働運動を見る視点・・・	中村 猛	8P
会計年度任用職員制度条例化の山場にあたって・・・	森 哲二	11P
栃木における最低賃金引き上げの取り組み・・・	嶋田 泰治	13P
希望のダンプカーデモから労基局前座り込みに・・・	米山 哲朗	15P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

「目安」を突破する最低賃金大幅引上げの闘いを

伊藤彰信（労運研事務局長）

厚生労働省中央最低賃金審議会は7月31日、2019年度の地域別最低賃金額改定の目安を答申した。引上げ目安は、東京、愛知、大阪など「Aランク」が28円、静岡、京都、兵庫など「Bランク」が27円、北海道、宮城、新潟、岡山、福岡など「Cランク」が26円、福島、島根、高知、熊本、沖縄など「Dランク」が26円。引上げ額の全国加重平均は27円（昨年度は26円）で、1978年度に目安制度が始まって以降の最高額である。引上げ率は3.09%（昨年度は3.07%）である。

今後、「目安」を参考に地方最低賃金審議会で各都道府県の地域最賃が決定される。この「目安」どおり決定されるとしたら、全国加重平均は901円になる。

東京1013円、神奈川1011円と初めて1000円を上回る。一方、17県では700円台にとどまる。最も低い鹿児島は787円、東京都との格差が224円から226円へと広がる。

使用者側の抵抗に敗北した「目安」審議

今年の政府の骨太方針は「最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。」というものだった。「より早期に」という言葉が入ったことにより例年以上の最賃引上げが行われるのではないかと、「地域間格差にも配慮」

最低賃金、目安通りに上がると…

単位は円。金額は現在の最低賃金に引き上げ目安額をそのまま加算した場合



という言葉が入ったことにより、格差縮小が行われ、格差解消に向けたプロセスが示されるのではないかと、という期待が持たれていた。

水準の引き上げについては、「日本の生産性が低いのは最低賃金が低いから」と最賃引き上げの必要性を論じる経済アナリストが増える中、経済財政諮問会議で新浪剛史サントリーホールディングス社長が「5%程度」を主張した。菅官房長官が同調する一方、世耕経済産業相が「中小企業の人件費負担を考慮し3%程度」と主張した。参議院選挙も意識して前掲の「玉虫色」の骨太方針の表現になったのである。

地域間格差については、2月に自民党内に全国一律最低賃金制度をめざす「最低賃金一元化推進議員連盟」がつけられた。4月には日弁連が「最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明」を発表し「地域経済の活性化のために地域間格差の縮小が急務であり、最低賃金の大幅な引き上げを答申すべきである」と述べている。地方から大都市への人口流失を懸念して全国一律最賃制を主張する知事もいる。

このように、最低賃金への注目度が高まり、参議院選挙でほとんどの政党が最低賃金の引き上げを公約に掲げたにも拘わらず、「目安」が例年どおりの3%程度、格差拡大に終わってしまったのはなぜだろうか。それは、使用者側、とりわけ中小企業経営者の強い抵抗に、労働側が屈したからである。

平均値で議論し、格差を解消できない最低賃金審議会の限界性

日本商工会議所は三村会頭のコメントを発表した。「今年の中小企業の賃上げ率は1.3%であるにも拘わらず、不明確な根拠で大幅な引き上げが決定された。中小企業の経営に及ぼす影響を懸念する。中小企業が賃上げできる環境の整備が重要である」などとしている。

一方、連合は「ランク間差の是正が一定程度ははかれた」「Aランクが初めて1,000円超に到達し、Dランクは過去最高の引き上げ」「全国最低800円の確保に向けてさらに前進」とする事務局長談話を発表した。

まず、指摘しておかなければならないことは、民主党政権下の2010年の雇用戦略対話における政労使合意である2020年までの目標「できる限り早期に全国最低800円を確保し、全国平均1000円を目指す」が達成できなくなったことへの政労使の反省がないことである。3%程度の最低賃金の引き上げでは2023年にしか全国平均1000円を達成できない。全国平均とは加重平均である。労働人口は大都市部に集中しているため、全国加重平均を上回る都道府県は、東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉、京都の7都府県のみである。地域間格差が拡大する一方で「平均」で見るとは、格差を隠すことになる。

最低賃金大幅引上げキャンペーン委員会は、東京都の1000円超えを見越して、最近では「地域間格差をなくし、全国一律最賃の実現を！ いますぐどこでも最低賃金時給1500円をめざそう」と訴えている。したがって、「目安」答申は、まったく評価できるものではない。問題は何か。政策を押し上げる運動がないこと。地域最低賃金を引き上げる政策と労働組合の賃金闘争が結びついていないことである。

安倍政権は、インフレターゲット2%を達成するために「官製春闘」をつくりあげ、最低賃金も毎年3%程度の引上げを行ってきた。最低賃金審議会は、今まで従業員30人未満の企業の賃上げを参考に最低賃金を決めてきたが、最近では政権の経済政策の意向を受けて最低賃

金を決める場が変わってきた。「生産性が低いから最低賃金が低い」のか「最低賃金が低いから生産性が低い」のかの論争は労働者にとってどうでもよいことである。これから「我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析」をしようという前に、低賃金で苦しむ労働者の声を聴き、生計者としてまともに暮らせる最低賃金を決めてほしいのである。

アベノミクスに見切りをつけた中小企業経営者は最賃の引上げに抵抗し始めた。連合の最低賃金引き上げの方針は、大企業における賃金の引き上げが中小零細企業へと波及して最低賃金審議会で決めるというトリクルダウン論であるから、本気で大幅引き上げを求めているわけではない。中小企業経営者が具体的な中小企業対策を政府に迫るほど、労働側が追い上げていない。もはや、最低賃金審議会でも最低賃金の大幅引き上げを展望することはできない。

現場からの賃金底上げ闘争の組織化を

最低賃金の引き上げに影響される労働者は375万人ほどいると言われている。最賃プラス30円以内の「最賃周辺労働者」は、同数程度いると推定され。最低賃金の引き上げは、1000万人に近い労働者の労働条件の引上げ、ワーキングプアをなくす重要な闘いである。地域間格差を許しては、格差をなくす「同一労働同一賃金」の確立にも差し障る問題である。トリクルダウンではなくボトムアップの賃金闘争をつくり上げていくこと、非正規労働者の賃上げを地域の共闘で押し上げていくことが必要である。



7/30 「目安」審議が行われた中野サンプラザ前

箇条書きになるが、今後の取り組みについて問題提起をしてみる。地域における共闘が要である。

- 1 8月から地方最低賃金審議会でも地域最賃に関する審議が開かれる。最低賃金の大幅引上げ、格差是正のアピール行い、意見陳述、傍聴もおこなう。
- 2 地域最賃が決定したら、異議申し立てを行い、さらなる引き上げを求める。
- 3 10月の地域最賃改訂にともない、地域最賃の周知徹底、地域最賃を下回る求人・雇用を告発する。
- 4 地域の最低賃金基準づくりを行政、使用者団体へ申し入れる。
- 5 地域最賃の引上げと連動して賃上げ闘争を闘う労組を支援する。
- 6 会計年度任用職員の雇用確保、労働条件の引上げ、条例制定の闘いを幅広く展開する。
- 7 これらを推進する地域共闘を形成し、市民団体とも連携して学習会、決起集会を開催するとともに、来春闘に向けた賃金底上げ、格差是正の闘いを準備する。

2019年参院選結果から学ぶこと

参院選争点：暮らしの危機・再分配のあり方が焦点化

千葉雄也(労運研事務局)

参院選結果に戸惑い

2019年参院選の結果が出ましたが、私たちの周辺の人たちには少なからず戸惑いが感じられます。みなさんはどうでしょうか。

戸惑いの第一は、予想以上の低投票率です。「与野党とも敗北を喫した」(朝日 7.24 社説)と言われても仕方ないとの指摘は、社会運動の一端を担っていると自負する私たちにとっても重い課題です。過半数が棄権した 48.80%の投票率は、2年前の17年総選挙は台風の直撃を受けて過去最低の投票率とされましたが、今回はそれをも下回り、前回より500万票強の人たちが棄権に回りました。この数字は、大阪市と名古屋市の人口合計と同じです。大阪・名古屋が投票をボイコットしたと考えたらことの重大性がわかると思います。国権の最高機関の一角が掘り崩された深刻な事態と受け止めなければならないでしょう。この結果の底流に何があるのか、分析が必要です。

第二の戸惑いは、「れいわ新撰組、NHKから国民を守る会、日本維新の会」の躍進です。

維新が現在、ポピュリズム政党かは議論があるところですが、「れいわ・N国」の議席確保は、日本にも左右のポピュリズム政党が生まれたということが言えると思います。

山本太郎氏の「れいわ」の政策、手法、アピール力は私たちの常識を突き破り鮮烈でした。特に、マイノリティーの尊厳を前面に掲げ、政策も既成政党の躊躇を跳び越え、しかし一方通行の話術ではなく、誰もが抱く疑問にしっかりと応える姿勢に、多くの人々を引き付けたことを私たちも学ばなければなりません。私たちはいつも「一方通行」「上から目線」だと批判されています。

山本氏は「貧困はあなたのせいじゃない」と言い、「命を選別する社会はあなたも選別する社会だ」と社会のあり方に問題提起をしながら①消費税廃止、②全国一律最賃1500円、③奨学金徳政令、④一次産業個別所得補償、⑤「トンデモ法」見直し・廃止、⑥辺野古新基地建設反対、⑦原発即時廃止・被ばくさせない、と訴え、生きるための「つらさ」の受け皿となりました。

今回の参院選で「左翼勢力」や労働運動がずるずる後退する中で、「れいわ」がマスコミに無視された中でも240万票弱と4億円の資金を集めたのはなぜか。私たちも真剣に総括することが必要でしょう。私たちの周辺でこの結果を予想した人はいなかったと思います。「山本氏には負けた」というのが率直な感想です。

あんなものは一過性のポピュリズムだと冷笑するのであれば、大きな歴史的誤りを犯すことになると思います。「れいわ」も「組織政党」として全国化するためには難しい課題もありますが、「れいわ」とも連帯しながら日本の「左翼勢力」が反撃の隊列を整え直す、もしかし

たら私たちの世代にとっては最後のチャンスかもしれません。

野党共闘成果を確認、課題も明らか

第三の戸惑いは、政治に対する批判が蓄積しているのに現実の政治は「一強多弱の政治」が続いていることをどのように考えるのか、反転攻勢の糸口がみえないということです。

参院選の結果を受け、朝日の世論調査によれば「改憲勢力」の議席が、改憲発議に必要な3分の2に届かなかったことに、43%が「良かった」といい、26%が「良くなかった」と答えています。今後、安倍首相が進める政策には「不安の方が大きい」が55%で、「期待の方が大きい」32%で、16年参院選後の同調査「不安」48%、「期待」37%と比べても「不安」が増えています。今年10月に消費税率が10%に引き上げられます。これについて「賛成」が26%、「反対」が37%、「どちらともいえない」が31%でした。どう見ても安倍政権が信任されているとは考えにくい結果です。

しかし、参院選後の直近のNHK調査によると内閣支持率は45%、不支持は33%をキープしています。ちなみに「社会保障」が29%、「経済政策」が21%、「消費税」が19%、「外交・安全保障」が9%、「憲法改正」が8%、「原子力政策」が3%でした。

安倍政権に対する不安が多いのに、内閣支持率が高いという矛盾した結果です。

一方立憲野党です。一人区全32選挙区で候補者を統一できましたが、当初劣勢を伝えられました。しかし終盤、共闘の成果を発揮し激戦を制し10議席を獲得しました。共闘による上乘せ効果は平均で114%、32選挙区中26で効果が出ました。3分の1確保の原動力はいうまでもなく1人区での野党共闘の奮闘でした。しかし、統一は選挙ギリギリ、政策は市民連合政策との協定もバラバラ感があり、実態は「選挙協力」に留まったと言えます。この状況が「野党はだらしがない」「政権を担う力がない」という言説に通じています。

野党内での票移動で終わっている

立憲民主は、改選9議席を17議席に倍増しました。確かに立憲民主党が野党の中から一歩抜け出したように見えます。これは野党支持者、反安倍の支持者が立憲民主党を野党の代表と見なしたということでしょう。立憲民主党の議員の方が良い意味でも悪い意味でも知名度があるのが理由ではないかと思えます。自民党や政権の支持層を立憲民主党が取り込んだわけではなく、他野党の支持を奪った感じで、野党支持者が増えたわけではありません。事実、立憲は、17年総選挙1108万票、今回は791万票と得票数を減らしています。これによって一番支持を奪われたのが国民民主党ではないでしょうか。国民は今回、348万票と得票数で立憲の半分にも及びませんでした。今回の立憲と国民の得票合計は1139万票と、16年参院選での民進1175万票とほぼ同じです。野党同士の議席の取り合いが熾烈になり、立憲民主党が議席を伸ばせば他の野党が議席を失う展開が予想されます。

野党共闘の深化、労働者共闘の再構築で政治転換を

低投票率の理由は、「投票しても政治は変わらない」が最も多く43%、「政治に関心がない」が32%、「投票したい候補者や政党がない」17%です。

今回の開票結果で次の衆院選に置き換えると、289小選挙区で、与党191、野党統一79、

維新 19 となり、与党は 17 年より 35 議席減らし、野党側は 20 議席増えるという試算が出ています。野党共闘の深化こそが安倍政治を転換させる唯一の道であることがわかります。

OECD は「日本は異様な格差社会になっている」と 10 年前にも警告していました。2006 年 7 月、「ジニ係数がすでに OECD の平均以上になっている」「相対的貧困率が先進国の中でもっとも悪いアメリカに肉薄している」「こどものいる家族の相対的貧困率は、アメリカをすでに抜いている。さらに一人親の相対的貧困率は、アメリカを大幅に抜いて突出している」と指摘しています。

しかし、労働市場の二極化は縮小するどころか、さらに拡大し、非正規・劣悪な労働条件が急速に拡大しました。現在の日本で、直接・間接にこの問題にぶつかっていない人はほとんどいません。長引く不況・内需の低迷の結果、零細企業、外食産業、自営業などの営業が困難になり、ブラック化が進行しています。また、人口減、財政危機、年金不安を逆に、くらしの自己責任化の世論が形成されています。

「れいわ」が突きつけたこと、再分配の強化のための陣形構築を急げ

参院選公示後(7/5)朝日新聞は「不安にふたせず論戦を」と題して「①重要なことは政治資産をどのように使い、それを有権者がどう評価するかだ。2025 年は団塊世代が後期高齢者になり、社会保障費が急増すると指摘されてきた年だ。老後の不安や年金をめぐる問題はこの 6 年半、政権が正面から議論を避けてきたが、「老後 2 千万円」年代を機に関心がにわかに高まっている。②政権に一番力をいれてほしい政策で、当初はトップだった景気・雇用は、最近社会保障が大きく上回り、憲法改正は下位であり続けている。③支え手である若い世代にも届く言葉で論戦を交わすことではないか。」と論じています。

またある論者は、「アベノミクスの経済効果、とりわけ雇用環境の好転や野党の存在感のなさが、若い男性の自民党への消極的支持に結びついている。政治家は、投票率が高く高齢者層などに手厚い政策を打ちがちで、若手層を軽んじる傾向が続いてきた。近年は若者に関する政策にも力を入れるようになってきているが、若者の関心を喚起したとは言えない。彼らも年齢を重ねれば子育てや年金など社会保障と関わらず生きていくのは難しくなる。将来、膨らんだ不満の矛先が『政治ではなく既得権益層に向かえば、社会は不安定になる。ポピュリズムの温床にもなりかねない』(朝日 7/1)と指摘します。

「れいわ」の躍進はあらためて現実の政治が、「社会保障の危機と税」という所得再分配の在り方を浮上させました。

今日の生活悪化、民主主義の劣化を許しているのは労働運動の後退が要因であり「貧困は福祉の問題ではなく、労働問題だ」という論者もいます。私たちは 30 年前、戦後労働運動と平和と民主主義運動の中心であった『総評』を失いました。50 代、40 代以下の層、特に、ロス・ゼネレーションやそれに続く若者はデフレの時代しか知らず、労働運動がストライキで闘ったことや大衆運動の中心であった時代など知りません。

今、社会が要請しているのは、劣化する労働社会への歯止めであり、生存と尊厳の危機に対する具体的政策です。所得再分配を通じた将来社会への展望ではないでしょうか。そのために労働者の共闘をどのように取り戻すのか、社会的・歴史的要請に私たちは何から始めるのか、今回の「れいわ」の躍進は、あらためてそのことを私たちに問うていると思います。

参院選の結果、改憲勢力が発議要件である 3 分の 2 を割り込み、安倍晋三首相がめざしていた 2020 年末までの新憲法施行はとりあえず頓挫しました。しかし、臨時国会は改憲議論が最大の焦点となることは必至です。「安倍首相は改憲に勝負をかける」と言っています。私たちはともに闘った立憲野党や市民とともに参院選を総括し、秋の闘い、来たる衆院選に向けて、安倍政治に引導を渡すための陣形を整えなければなりません。

韓国労働運動を見る視点

中村 猛（日韓民主労働者連帯 代表）
（民主労総全北本部 名誉指導委員）

いつの間にか韓国労働運動との交流が 30 年にもなってしまった。この間に韓国の労働運動は紆余曲折を経ながらではあるが、着実に一つの方向に向かって進んでいる。それは私を決して失望させたり、飽きさせることのない方向である。いや未だに私を魅了して止まない方向である。

2016 年の暮れから始まり、1700 万人の市民が零下 10 度・20 度に達する厳しい寒さをものともせず 6 ヶ月間闘ったロウソク革命は、一つの峠であったような気がする。その峠を越えた韓国の労働運動は従来とは一皮むけたものに見えている。

民主労組運動と官製の労働運動：民主労総と韓国労総

韓国で言う民主労組運動というのは、単に「民主的な」という意味ではない。韓国労総に代表される官製の労働運動に対して、労働者が「自らの手で作った」「自主的」で「民主的な」労働組合を言う。私の死を無駄にするなどと言う全泰壹烈士との約束を、その生涯をかけて守った全泰壹烈士のオモニ・李小仙女史と、清溪村の縫製工をたちが中心になって作った清溪被服労働組合をその嚆矢とする。もちろん非合法とされた清溪被服労組は全斗煥の軍事独裁政権との熾烈な闘いを通して合法化を勝ち取った。

労働者が「自らの手で作った」「自主的」で「民主的な」民主労組の初めての全国組織が 1990 年に結成された全国労働組合協議会＝全労協で、その後現代グループ労組など大企業労組などが参加して 1995 年に全国民主労働組合総連盟＝民主労総となった。換言すれば、民主労総は韓国労総に対するアンチテーゼ・対抗的な労働組合の組織として作られたのである。

一つの例としては民主労総が毎年開催する「全国労働者大会」がある。全国労働者大会の名称は「全泰壹精神継承！全国労働者大会」で、毎年全泰壹烈士の命日である 11 月 13 日に近い日曜日に行われてきた。この大会には韓国労総は参加していない。

韓国労働運動と一言で言う時には、実は運動の理念が違う二つのナショナルセンターがあるということに留意しなければならない。

韓国の労働組合運動を闘い一辺倒の「剛性労組」とか「貴族労組」「腹一杯の労働者の運動」

などと揶揄する場合は、ほとんど民主労総、或いは民主労総傘下の労働組合のことを言っている。一方、韓国労総は、文在寅政府になった最初の雇用労働長官に韓国労総の副委員長が任命されたように、マア良い関係と言っても言い過ぎではないだろう。

全泰壺精神と労働組合

『全泰壺精神』とは一体何か？一言で言えば「自分がどんに辛くても、自分より辛い人がいれば、今、自分にできるすべてのことをする」。『草餅精神』とも言う。お腹を空かしている幼い清溪村の「シタ（働き）」の労働者に『草餅』を食べさせようと、毎日3時間の道を歩いて通ったことで象徴されるのが全泰壺精神である。今、韓国の労働運動が目指している元・下請け「連帯賃金」とか、「下厚上博」の賃金要求、元・下請けと一緒に闘う共同ストライキなどは全泰壺精神の発露であろうか。

全泰壺事業会は「労働界の全泰壺を、国民の全泰壺に！」変える運動をしてきた。映画「美しい青年・全泰壺」を作り、「全泰壺通り・全泰壺橋」を地図に残す運動をし、銅像を造り、今年は全泰壺記念館を作った。今や韓国人で全泰壺の名前を知らない人はいないと言う。最も大きな契機になったのは教科書で全泰壺を教えることになったことだ。戦略を決め、戦術を組み立て、20年以上をかけて「国民の全泰壺に！」運動を実践した成果である。

組合員の生活も組合員が生活する地域も変える労働運動

民主労総の幹部と話をしていると、ロウソク革命以降、明らかに運動が変わってきたように思われる。自分たちの運動に「自信」を持っていることが感じられる。

かつては自分たちは世の中を変える一つの「社会勢力」であることを訴えるために、無理をしてでも「ゼネスト」を繰り返し、組織の内外から批判されながらも、原則的に闘ってきた。

ロウソク革命を指導した「退陣行動」は600余の団体に構成され、方針はすべて「満場一致」で決定される。一団体にでも反対があれば、一致するまで何度でも論議を繰り返して決めた。すべてを「満場一致」で決めるというのは、「多数決」や「選挙」に代表される「資本主義的」民主主義とは異質な、「新しい」民主主義の意志決定の形だ。

600の市民社会団体の中でも、民主労総が実質的に多くの議論をリードしてきたことも事実である。地方で行われた大小のロウソク集会をリードしたのも民主労総の組合員であった。会場を設営し、音響機器を揃え、大型スクリーンを準備し、集会の司会をし、会場の後片付けをした。こうして民主労総の運動方向の正しさ、「社会正義」を守るための闘いを訴え、実践してきた。この実践が自らの運動が社会に受け容れられているという「自信」となっているようだ。

韓国では今、最低賃金の引き上げが社会的な争点となっている。国民生活の底上げと財閥体制の改革のためにも最低賃金の大幅引き上げが必須であるという労働陣営と、最低賃金が上がれば小・零細企業で「雇用大乱」が起こるといふ資本側の対決である。民主労総の主導で最低賃金が上がっても雇用は維持できる、という反撃が起こっている。大財閥グループの貪欲や、財閥と結託したカード会社の手数料、経営を苦しめる高額な店舗の賃貸料などこそが、小・零細企業を苦しめている元凶であるということに、社会的な合意ができつつある。

私が参加した民主労総・全北本部の定期大会では、全北地域の中小商工人連合会の会長が参加して、共に闘おうと連帯挨拶を述べていた。民主労総の闘いが民主労総の組合員のみならず、地域の中小商工人にまで受け容れられ、組合員の生活のみならず、組合員が生活する場である地域を丸ごと変えようとしているように見えた。

ある幹部はこう言った。「労働者は会社でも労働者、地域でも労働者、家庭でも労働者だ」。彼は地域の学校の学父母会で、労働者の人権や労働者らしい生き方を実践するように働きかけ、学父母会の人気者である。

組合の力は「数」だ

労働組合の力は「数」だ。このことに反対する人はいない。問題は「数」の内容である。

組合員の数？ 労組の組織率？ いずれも「No!」である。韓国の組織率は 2017 年は 10.7%で、2008 年以降、最も高い水準を記録した。韓国の民衆は半年間で 1700 万人が参加したロウソク革命を達成した。労働者の数とは、労働組合の闘いを支持する民衆の数である。

今年 7 月 3 日、公共部門の非正規職労働者が共同ストライキを敢行した。学校の非正規職労働者の組合（学非労）もこれに参加した。ある学校の校長が学父母に手紙を送った。今回の共同ストライキは子供たちが労働者の権利を学ぶ機会として、父母の支持と配慮をお願いすると書かれた手紙には、「学校教育公務職の先生も労働者としての権利があり、この国の国民としての義務を実行するために、共に声を出してストライキに参加さ



公共部門非正規労働者全面ストライキ大会

れる」。「7 月 3 日と 4 日にはパンと飲み物などで代替給食を提供します」と書かれていた。別の小学校では、生徒たちが「一寸不便ですが、心配なく行ってらっしゃい」というポスト・イットを校内に貼りだして、このストライキを応援した。

学校には色々な労働組合が組織されている。教職員で組織された全国教職員労働組合（全教組）は朴槿恵政権の『法外労組通知』という通知一本で法外(不法)労組とされた。文在寅政権は、この通知を取り消すという大統領選挙時の公約を破って、未だに法外労組の苦痛を強いている。学校の教職員が全教組に加入するのは「自殺行為」に等しい。そのせいで全教組の組織率は遂に 30%割った。しかし、全教組に対する学父母の信頼は熱い。

文在寅は誰か？

文在寅政権のスタートから 2 年が過ぎた。ロウソク精神が作った政権として、国民の期待は大きかった。今 2 年間の「成績表」について色々なところで活潑な議論が展開されている。

政権の発足直後に会ったある人からはこんな言葉も聞いた。「盧武鉉・文在寅？新自由主義者でしょう。経済最優先ですよ」。

「退陣行動」の共同代表の一人と話す機会があった。彼は「文在寅がダメなら、またロウソクを持って集まるだけだ」と、自信たっぷりに言った。

ロウソクを掲げて集まった1700万人の民衆が唄った「憲法1条」の歌を思い出した。「大韓民国は民主共和国だ。大韓民国のすべての権力は国民（我々）から出てくる」。週末毎に全国各地の集会に集まった民衆が全員で「大韓民国のすべての権力は国民に由来する」と歌ったのである。

何から始めようか

韓国の労働運動の表面に見えるものには、実に深い根がある。韓国の労働運動には私の心を捉えて放さない魅力がある。もっともっと知りたいと……。

翻って、日本で何ができるのか？ 私たちは何から始めるのか？ を見付けなければならぬ。

【自治労兵庫県本部の取組み】

会計年度任用職員制度条例化の山場にあたって

森 哲二（自治労兵庫県本部）

会計年度任用職員制度は9月条例化に向けた交渉が山場を迎えています。非常に厳しいたたかいとなっています。

兵庫では、既得権の改悪の動きが強まっており、守りのたたかいとなっています。特に、賃金では、2.6か月上回る一時金、離職選別金、扶養手当などです。休暇制度も国を上回る単組で改悪提案が続いていますが、ここは踏ん張っています。

もうひとつは、勤務時間問題です。退職手当などの該当にたくないということで一日の勤務時間を正規よりも15分～1時間短く提案している自治体が多くあります。

早くから指摘してきましたが、今回の法改正が大変不十分なもので、結局は脱法行為が続く状態となるということだと思えます。低賃金の実態も変わることはありません。職場内の差別待遇も変わりません。怒りでいっぱいです。

急遽、臨職単組へのメモを作りましたので送ります。慌てて作っているので大変不十分だと思います。

産別統一闘争を問われます。改めて、「差別は許さない」「雇用を守れ」と産別のたたかいが求められています。

会計年度任用職員制度条例化の山場にあたって

会計年度任用職員制度の条例化に向けた山場にあたって、各単組・評議会は非常に厳しいたたかいを強いられています。各単組・評議会によって課題は違うものの納得できる内容が提示されていないことは共通すると思います。

こうしたなかで、9月条例化にはぎりぎりの期限になっていますので、課題の何点かについて、メモします。

- ① 労使合意ないまま条例化させない。課題を残しながらも、労使合意をしたうえでの条例化をお願いします。今後のたたかいに向けては重要となります。
- ② しかし、合意するとしても、今回の法改正の趣旨からいって非常に不十分な回答であり、引き続き、雇用の安定と処遇の改善を求めていくので誠意をもって協議することを必ず確認してください。
- ③ 個別の点について
 - ・初任給の格付けや給料表の上限・下限については、最低限現在の実態を上回ったものを追求してください。
 - ・昇給4号未満の問題については、正規職員との業務上の差異について具体的に示させてください。合理的な理由のない格差は差別です。
 - ・休暇制度について、国の制度への改悪提案については、認めないでください。これまで、労使で確認してきた休暇制度です。ある意味、当局が責任をもって確立した休暇制度を「総務省マニュアル」を理由にただけの改悪提案することは無責任です。現在の休暇制度の位置づけとして、正規との均衡ということだけで、十分な合理的理由となります。いくつかの単組で改悪提案は撤回されています。ここは各単組・評議会で譲れないとしてたたかってください。
 - ・フル・パートの問題についてですが、条例にフル・パートとも規定されれば、職種などの具体的な当てはめはその後でもできますので、フル・パートの該当職種については継続協議としてください。仮に、職種について確認せざるを得ないとしても、制度実施後、「業務及び勤務条件に支障がきたした場合は再協議」（労働組合からの指摘も含めて）であることを確認してください。
 - ・期末手当支給にあたって、年収トータルで減額しなければいいとの理由で月額報酬を切り下げることは納得できないとの姿勢で臨んでください。生活は毎日毎日するものであって年収ベースでの比較は、生活破壊であるということを訴えてください。
 - ・割増報酬・追加報酬などの形で各種手当を支給していたところについては、これまでどおり割増報酬・追加報酬で支給しても法的には問題ありません。例えば、一時金として4.45か月支給されていた単組では、期末手当2.6か月、追加報酬として1.85か月を支給するという方法で可能です。これは、当局がこれまでの労使合意を尊重するとの姿勢があれば可能ですので追求してください。
- ④ 最後に
 - 非常に厳しい交渉となっていますが、改めて原点に戻ってください。私たちは正規との

均等待遇、差別は許さないとの姿勢で法ではなく実態でたたかってきました。これまで、当局が無責任な任用、そして差別といえる格差をつけてきたから現在の状態があるのです。

「差別は許さない」「雇用を守れ」と改めて追及しましょう。

そして、私たちがいるからこそ行政サービスが成り立っているということを訴え、「臨時・非常勤等職員が行政サービスの担い手である」ということを当局に認めさせましょう。

労働組合があるからこそたたかえます。数は力です。改めて、組織拡大を意識してください。たたかいは続きます。

栃木における最低賃金引き上げの取り組み

嶋田泰治（わたらせユニオン書記長）

栃木では、2007年から毎年、佐野地区労とわたらせユニオンが栃木最低賃金審議会に対して意見書の提出、審議会傍聴、異議申し出などに取り組んできた。2006年、NHKがワーキングプアに関するドキュメンタリー番組を放送し、貧困が正面から取り上げられる中で、最低賃金に貼りついた技能実習生から相談があるなど、労働相談の現場でも最低賃金が組上に上ってきた。中小零細企業では労働組合があっても賃上げの要求を出せない職場もあり、低賃金労働者の賃上げに最低賃金が大きな影響を持つと考えたのである。

同じころ、生協労連の栃木コープ労働組合も意見書の提出、審議会の傍聴などに取り組むようになり、3年前からは、審議会が開催される度に、労働局前で一緒に最低賃金引き上げの横断幕を掲げてスタンディングに取り組んでいる。今年6月の宇都宮で行われた生協労連の最低賃金大幅引き上げキャンペーンには、わたらせユニオンも参加した。



佐野地区労は、例年、春闘時期に中央最低賃金審議会に向けた最低賃金署名に取り組み、できる限り多くの組合員が最低賃金引き上げに関わりを持つよう呼びかけている。また今年度は、最低賃金大幅引き上げとの関連の中で、コンビニ大手のエリア本部に対する求人募集賃金引き上げの要請行動にも取り組んだ。

さらに、6月に開催された第16回栃木県人権研究集会において「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」の河添誠さんを講師に招き「最低賃金と人権」をテーマに分科会を開催した。

今年も地方最低賃金審議会に意見書を提出

今年の栃木地方最低賃金審議会に意見書を提出したのは、佐野地区労およびわたらせユニオン、栃木コープ労働組合、反貧困ネットワーク栃木の3件であった。3年前から認められた意見陳述について、今年度は、栃木コープ労働組合とわたらせユニオンの2団体から要望があり、第2回最低賃金審議会の中で1団体5分の意見陳述が認められた。

わたらせユニオンを代表して意見陳述した嶋田は、単なる引き上げ額の議論ではなく、現在の最低賃金が労働者の生活の安定や労働力の質的向上に資する金額になっているのかどうかについて議論すべき時期に来ているとして、宇都宮市の生活保護基準との比較について陳述した。

意見陳述の概要は以下の通り。

宇都宮市の生活保護基準（最低生活費 2級地の1）

項目	単身者（25歳）	母子世帯（42歳＋14歳）
生活扶助基準額	71,640	110,162
母子世帯加算額		19,800
住宅扶助基準額	38,100	46,000
教育扶助基準額		5,000
合計	109,740	180,962

①単身者（25歳）の場合

生活保護費は109,740円で、この他に考えられるのは、医療扶助がある。他に水道料金の基本料金、NHKの受信料などが免除される。働いて手取り109,740円を得るには、社会保険料や所得税を考慮すると約13万円の収入が必要になる。栃木の時給826円で13万円の収入を得るためには1ヶ月157時間働く必要がある。厚生労働省の平成30年度の毎月勤労統計では、パートタイムではない一般労働者の平均所定内実労働時間は153時間であり、この時間を働いても、最低生活費には届かない。医療扶助や水道料金、NHKの受信料の免除などを考えれば、時給826円で、週40時間、1か月173,8時間働いて、収入が143,558円となった場合に、生活保護基準とほぼ同じ水準の収入が得られたといえる。それでも、とても貯蓄などできるはずもなく、老後の生活のために2000万円もの用意ができるはずもない。

②母子世帯（母親42歳＋子ども14歳中学生）の場合

42歳の母親と14歳の中学生の母子世帯の場合、生活保護費は180,962円となる。この他に医療扶助、子どもの教材費・クラブ活動費などの実費が計上され、単身者と同様、水道料金の基本料、NHK受信料などが免除される。

この母親が180,962円の最低生活費を、働いて手取りで得るためには、社会保険料や所得税を考慮すると、1ヶ月216,000円の収入が必要である。この収入を時給826円の最低

賃金で得ようとする、1ヶ月70時間を超える時間外労働をしなければならない。さらに病気やけが、子どもの教育関係費などが家計を圧迫する。中学生の子どもを抱えながら1か月70時間を超えるような時間外労働はとてもできないので、働いてはいるけれども、収入は生活保護基準以下になる。生活保護との整合性において、2015年にすべての都道府県で逆転現象は解消されたといわれているが、実態はこういうことだ。日本の生活保護の補足率は20%と言われているが、生活保護水準以下で働く人がたくさんおり、その多くの人たちが最低賃金近辺で働いている。

時給が1500円になって、平均所定内実労働時間153時間働けば、1か月の収入が229,500円となって、生活保護基準とほぼ同等の収入になる。ILO131号条約や135号勧告に基づき、最低賃金の水準については「労働者とその家族の必要」な生計費として検討すべきである。

日本商工会議所の三村明夫会頭は、6月13日の日本経済新聞において「最低賃金で生計のすべてを賄っている家庭はあまりいないだろう」と述べているが、非正規雇用が4割にまで増え、そのほとんどの年収が200万円に満たない中で、最低賃金の近辺で働きながら家計を担っている労働者が増えているというのが実態だ。こうした認識に基づいて最低賃金の水準を検討すべき時期にきている。

意見陳述では上記のように陳述したが、果たして審議委員の心に届いたのであろうか。新しい最低賃金は8月下旬には決定となり、10月に改定される。新しい最低賃金の発効に合わせて、周知のための情宣、最低賃金違反の摘発、地域間格差拡大の不当性を訴える県境キャンペーンなどに取り組む。そのことを通して、低賃金労働者の賃上げ闘争の組織化に取り組んでいきたい。

神奈川で FIGHT FOR 1500 実行委員会結成

7・15希望のダンプカーデモから 8・5労働局前座り込みへ！

米山哲朗（全国一般全国協神奈川）

2019年4月26日、全労連の黒沢氏を招いた準備会の学習会から、今年度の FIGHT FOR 1500 実行委員会の活動が開始された。神奈川県労働組合共闘会議は昨年7・15ダンプカーデモだけの参加から、今年度は正式に実行委員会に参加して共闘を深めてきた。実行委員会にはユーコップ労働組合をはじめ14団体（7月11日現在）が参加して、馬車道法律事務所の小賀坂弁護士が実行委員長となった。

そして、QRコード入りの“最賃うちわ”と“名刺判リーフ”を桜木町駅情宣行動、7・15希望のダンプカーデモで配布した。また、6月28日の情宣行動では、桜木町近隣のコンビニエンスストアを“最賃うちわ”と“名刺判リーフ”を持って回った。また、実行委員会参加団体は、8・5神奈川労働局前座り込みを予定している。そして、最低賃金の通年の闘争体制を目指している。

希望のダンプカーデモ盛り上がる

7月15日、FIGHT FOR 1500 神奈川実行委員会による「希望のダンプカーデモ」が、横浜桜木町駅を出発し、みなとみらいから像の鼻公園まで行われた。参加者は200人で、デモの先頭に立った神奈川労連住谷議長と神奈川県共闘川端議長は、「最低賃金1500円に上げろ」の横断幕を持った。



ダンプの荷台はお祭りのやぐらのようにデコレーションされ、ラップ調の音楽とシュプレヒコールが響き渡った。「最低賃金今すぐ1000円」「1500円も夢じゃない」「日本最賃安過ぎる」「最賃上げろ」「上げろ」のコールに、沿道の高校生、若者、だけでなく、観光バスの中年の女性、自転車に子供を乗せたお父さんが手を上げる。ダンプの上から手を振ると呼応する。デモしながら配った“最賃うち

わ”“名刺版リーフ”はあっという間に配り切ってしまった。ここまで反応がいいデモンストレーションは初めて。しかし、格差社会の中で、労働者、市民、学生が低賃金に苦しんでいる現実を垣間見るようでもあった。

最賃運動は、もっと共闘関係を深め、街頭に出て、若い世代にアプローチしていくべきだろう。「若者が無関心だ」と決め付けている固定概念こそ、打ち砕くべきなのかもしれない。

<編集後記>

労働組合は誰のためにあるのだろうか。組合員の賃金・労働条件の向上のため？ そう思えば、企業の業績アップに協力することが近道だろう。全労働者の賃金・労働条件の向上のため？ そう思えば、正規であろうと非正規であろうと、都市部の労働者であろうと地方の労働者であろうと、組合員であろうと非組合員であろうと雇用の安定と同じ労働条件を追求することになる。そして、企業を超えて、業種別、産業別、地域別の運動を志向する。

資本は低賃金の労働者を求めて世界を駆け巡る。日本の労働運動は資本の動きに規制をかける力を持っていない。労働者の国際連帯とはどのようにすればよいのだろうか。冷戦崩壊後、リーマンショック後の世界のあり方をめぐって「貿易戦争」が出現してきた。「徴用工」問題など歴史認識も問われているし、平和構築の問題でもある。

日経連が今一番悩んでいる労働問題は「労働者のやる気がない」ことだそうだ。「働き方改革」を実現しても、労働者が働かないのであれば意味がない。AI導入の方が手っ取り早いことなのかもしれない。労働組合も、組合活動の担い手がないという同じ悩みを抱えている。高度経済成長時代の労働組合のイメージを払拭して、労働組合の役割を見つめ直す時である。「差別は許さない」「社会に役立つ仕事をしたい」という労働者は多い。その声に応えられない労働組合は存在価値を失うのではないか。(I)